

内閣府

○総務省令第四号

文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 鈴木 淳司

文部科学大臣 盛山 正仁

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(組合員証等)</p> <p>第九十三条 組合員の資格を取得した者(法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。))であつた者で短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつた者を含む。)は、次に掲げる事項を記載した組合員資格取得届書を所屬機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、組合員となつた者が、法第七十四条第二項各号のいずれかに該当するときは第一号に規定する基礎年金番号を当該組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。</p> <p>一 組合員の氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)) () 第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) 及び基礎年金番号</p> <p>[2] 略</p> <p>(被扶養者の申告)</p> <p>第九十四条 [略]</p> <p>2 前項の規定によつて被扶養者申告書に記載することとされた事項のうち、個人番号については、被扶養者とその要件を欠くに至つたときは、当該被扶養者申告書に記載することを要しないものとする。</p> <p>(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請)</p> <p>第百条の三 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(第三号厚生年金被保険者に係るものに限る。次条から第百条の六までにおいて同じ。)の資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。</p> <p>[1] 略</p> <p>一 の二 個人番号及び基礎年金番号</p> <p>[1・三 略]</p> <p>[2] 略</p> <p>(厚生年金保険給付の請求等)</p> <p>第百二十条 この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付(組合(指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第</p>	<p>(組合員証等)</p> <p>第九十三条 組合員の資格を取得した者(法第二条第一項第二号に規定する後期高齢者医療の被保険者等(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。))であつた者で短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつた者を含む。)は、次に掲げる事項を記載した組合員資格取得届書を所屬機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)) () 第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。) の提供を受けることができるときは第一号に規定する個人番号を、組合員となつた者が、法第七十四条第二項各号のいずれかに該当するときは第一号に規定する基礎年金番号を、それぞれ当該組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。</p> <p>一 組合員の氏名、生年月日、性別、住所、個人番号及び基礎年金番号</p> <p>[1] 同上</p> <p>[2] 同上</p> <p>(被扶養者の申告)</p> <p>第九十四条 [同上]</p> <p>2 前項の規定によつて被扶養者申告書に記載することとされた事項のうち、個人番号については、被扶養者とその要件を欠くに至つたとき又は組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることができるときは、当該被扶養者申告書に記載することを要しないものとする。</p> <p>(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請)</p> <p>第百条の三 [同上]</p> <p>[1] 同上</p> <p>一 の二 個人番号又は基礎年金番号</p> <p>[1・三 同上]</p> <p>[2] 同上</p> <p>(厚生年金保険給付の請求等)</p> <p>第百二十条 [同上]</p>

百二十七条において同じ。)が支給するものに限る。以下この款において同じ。)又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金(組合が支給するものに限る。)に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第三章第一節(第三十条第一項第三号ロ、第六号、第七号及び第十一号ロ、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。)、第二節(第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。)、第三節(第六十条第一項第三号ロ及び第十四号ロ、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十九条、第七十条の二、第七十二条第一項第三号ロ、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。)及び第三節の二、第三章の二(第七十八条の十を除く。)並びに第三章の三(第七十八条の十八を除く。)に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会)」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第一項又は第二号	及び	第三十条第一項 被保険者(第五号から第七号までにおいて同じ。)	以下同じ。
第三十条第一項 第三号	及び	法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者(平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法による被保険者及び	以下同じ。
第三十条の二第二項第一号の二	又は	老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金(老齢厚生年金(
第三十条の二第二項第一号の二	及び		

第三十条第一項 第三号	被保険者(第五号から第七号までにおいて同じ。)	以下同じ。
第三十条の二第二項第一号の二	老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金(老齢厚生年金(

第三十条の二第 二項第一号の二	又は	及び	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
第四十二条第一 項第六号	イ及びロ	イ	[略]
第四十四条第一 項第二号	又は	及び	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
第五十八条第一 項第六号	イ及びロ	イ	[略]
第六十条第一項 第一号の二	又は	及び	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
第四十二条第一 項第六号	イ及びロ	イ	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
第五十八条第一 項第六号	イ及びロ	イ	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

(退職年金の決定の請求)
 第二百二十八条 退職年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者（法第九十二条又は第九十三条に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号
- 〔二〕十一 略
- 〔二〕四 略

(整理退職の場合の一時金の決定の請求)
 第二百二十九条 法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号
- 〔二〕六 略
- 〔二〕三 略

(退職年金の決定の請求)
 第二百二十八条 〔同上〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二〕十一 同上

〔二〕四 同上

(整理退職の場合の一時金の決定の請求)
 第二百二十九条 〔同上〕

- 一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号
- 〔二〕六 同上
- 〔二〕三 同上

(遺族に対する一時金の決定の請求)

第三十條 法第九十三條第一項に規定する一時金について、法第四十二條第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

〔二〇五 略〕

〔二〇四 略〕

(公務障害年金の決定の請求)

第三十九條 公務障害年金について、法第四十二條第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

〔二〇二 略〕

〔二〇四 略〕

(公務遺族年金の決定の請求)

第四十七條 公務遺族年金について、法第四十二條第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一 請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

〔二〇二 略〕

〔二〇四 略〕

(船員組合員証等)

第七十六條 船員組合員の資格を取得した者は、第九十三條の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した船員組合員資格取得届書を、所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、船員組合員となつた者が、法第七十四條第二項各号のいずれかに該当するときは第一号に規定する基礎年金番号を当該船員組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

〔一〇四 略〕

〔二〇三 略〕

附則

(旧職域加算退職給付の決定の請求)

第十三條 旧職域加算退職給付(平成二十四年一元化法附則第六十條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(以下「改正前地共済法による職域加算額」という。)のうち退職を給付

(遺族に対する一時金の決定の請求)

第三十條 〔同上〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

〔二〇五 同上〕

〔二〇四 同上〕

(公務障害年金の決定の請求)

第三十九條 〔同上〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

〔二〇二 同上〕

〔二〇四 同上〕

(公務遺族年金の決定の請求)

第四十七條 〔同上〕

一 請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

〔二〇二 同上〕

〔二〇四 同上〕

(船員組合員証等)

第七十六條 船員組合員の資格を取得した者は、第九十三條の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した船員組合員資格取得届書を、所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならない。ただし、組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることができるときは第一号に規定する個人番号を、船員組合員となつた者が、法第七十四條第二項各号のいずれかに該当するときは第一号に規定する基礎年金番号を、それぞれ当該船員組合員資格取得届書に記載することを要しないものとする。

〔一〇四 同上〕

〔二〇三 同上〕

附則

(旧職域加算退職給付の決定の請求)

第十三條 〔同上〕

<p>事由とするものをいう。以下同じ。)について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合(指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条から附則第十六条まで、附則第十七条第一項、附則第十八条から附則第二十条まで、附則第二十一条第一項、附則第二十二条から附則第二十九条まで、附則第三十条第一項、附則第三十一条第一項、附則第三十二条、附則第三十三条第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項及び附則第三十七条において同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>一 請求者の氏名、生年月日、住所、<u>個人番号及び基礎年金番号</u></p> <p>〔二〇六 略〕</p> <p>〔二〇三 略〕</p> <p>(旧職域加算障害給付の決定の請求)</p> <p>第十四条 旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。)について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>一 請求者の氏名、生年月日、住所、<u>個人番号及び基礎年金番号</u></p> <p>〔二〇九 略〕</p> <p>〔二〇三 略〕</p> <p>(旧職域加算遺族給付の決定の請求)</p> <p>第十八条 旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。)について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>一 請求者の氏名、生年月日、住所、<u>個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係</u></p> <p>〔二〇八 略〕</p> <p>〔二〇三 略〕</p>	<p>一 請求者の氏名、生年月日、住所及び<u>個人番号又は基礎年金番号</u></p> <p>〔二〇六 同上〕</p> <p>〔二〇三 同上〕</p> <p>(旧職域加算障害給付の決定の請求)</p> <p>第十四条 〔同上〕</p> <p>一 請求者の氏名、生年月日、住所及び<u>個人番号又は基礎年金番号</u></p> <p>〔二〇九 同上〕</p> <p>〔二〇三 同上〕</p> <p>(旧職域加算遺族給付の決定の請求)</p> <p>第十八条 〔同上〕</p> <p>一 請求者の氏名、生年月日、住所及び<u>個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係</u></p> <p>〔二〇八 同上〕</p> <p>〔二〇三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。